

利用料金表別表（こ～ぷのお家桜ヶ丘デイサービスセンター）
当事業所が提供するサービスと利用料金【日常生活支援総合事業】

2025年3月15日作成

当事業所は、契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- | |
|--|
| (1) 利用料金（9割・8割・7割）が、介護保険から支給される場合
(2) 利用料金の金額を、契約者に負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割・8割・7割が介護保険から給付されます。

*平成30年8月サービス利用分より一定所得がある方の利用料金の7割が介護保険から給付されます。

《サービスの概要》

- 1 サービス提供時間：9時00分～17時00分の範囲内とします。
- 2 食事：当事業所では、調理員の立てる献立表により、栄養ならびに契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。契約者の自立支援のため離床して食堂で食事を摂っていただくことを原則としています。(食事時間)12時00分～
- 3 排泄：排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- 4 送迎サービス：利用者の希望によりご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

《選択サービスの説明》

- 1 運動器機能向上加算：機能訓練指導員（看護師）により、契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するため個別の計画を作成し、サービスを実施します。また、定期的な評価と計画の見直します。
- 2 口腔機能向上加算：口腔機能の低下している又はおそれのある利用者に対し、口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画を実施します。
- 3 選択的サービス複数実施加算：上記①機能訓練向上加算及び②口腔機能向上加算の両方を選択された場合の加算となります。
- 4 生活機能向上グループ加算：日常生活動作に関する目標に応じて、複数の訓練の中から心身の状況に応じた活動を実施いたします。

《サービス利用料金》

下記の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払ください。(サービス料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。)

※1 円未満の金額につきましては国の基準により算出されます。実際の算出時は端数処理で誤差が生じる場合があります。

利用料

1割負担の料金	2割負担の料金	3割負担の料金
要支援1 1798単位 1,847円	要支援1 3,694円	要支援1 5,541円
要支援2 3621単位 3,719円	要支援2 7,438円	要支援2 11,157円

加算料金

1割負担の料金	2割負担の料金	3割負担の料金
生活機能向上グループ活動加算 100単位 103円	206円	309円
一体的サービス提供加算 480単位 493円	986円	1479円
栄養改善加算 150単位 154円	308円	462円
科学的介護推進体制加算 40単位 41円	82円	123円
口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位 154円	308円	462円
口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位 164円	328円	492円
若年性認知症利用者受入加算 240単位 246円	492円	738円
口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位/6月 21円	42円	63円
口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位/6月 5円	10円	15円
若年性認知症受入加算 240単位 246円	492円	738円
サービス提供体制強化加算Ⅰ 要支援1: 88単位 90円 要支援2: 176単位 181円	要支援1: 180円 要支援2: 362円	要支援1: 270円 要支援2: 543円
サービス提供体制強化加算Ⅱ 要支援1: 72単位 74円 要支援2: 144単位 149円	要支援1: 148円 要支援2: 298円	要支援1: 222円 要支援2: 447円
サービス提供体制強化加算Ⅲ 要支援1: 24単位 25円 要支援2: 48単位 49円	要支援1: 50円 要支援2: 98円	要支援1: 75円 要支援2: 147円
事業所評価加算 120単位 123円	246円	369円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ 月総単位数へ9.0%	月総単位数の9.0%×2	月総単位数の9.0%×3

昼食代金【おやつなし】 690 円
【おやつあり】 740 円（行事参加時のみ）

※ 契約者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。

（償還払い） また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請をおこなうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を発行します。

※ 契約者に提供する食事の材料にかかる費用を別途頂く場合があります。（行事食等）

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額が契約者の負担となります。

《サービスの概要と利用料金》

- 1 食事の材料の提供(食材費)：契約者に提供する食事・おやつの材料に掛かる費用です。
昼食・おやつ：740 円、 昼食【おやつなし】690 円、
- 2 おむつ代等：お着替えが必要になった際、ご持参品が不足になりデイサービスよりお出しした場合のみ請求になります。
リハビリパンツ・オムツ 各 1 枚 100 円 パット 1 枚 50 円
- 3 レクリエーション・クラブ活動：契約者のご希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます（材料代等の実費）。
- 4 日常生活上必要となる諸費用実費：日常生活品の購入代金等契約者の日常生活に要する費用で、契約者に負担いただくことが適当であるものに掛かる費用をご負担いただきます。
- 5 介護保険給付の支給限度額を超える通所サービス利用料金
介護保険給付の支給限度を超えてサービスを利用される場合は超過部分のサービス利用料金が利用者の負担となります。

※ 経済状況の著しい変化その他のやむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1 ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、翌月 20 日までに、事業者の指定する方法で支払ってください。

支払方法	支払期限	備考
1 郵便口座振替	翌月 20 日（再払込み日 30 日）	土日祝日の場合翌営業日

*郵便口座がない場合、ご相談ください。

(4) 利用の中止、変更、追加

- ・利用予定日の前に、契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止または変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- ・サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

■ 2025 年 3 月 15 日以降の通所介護型サービス利用料金の説明を行いました。

事業者

所在地 仙台市青葉区桜ヶ丘 2 丁目 20-1

名称 こ～ぷのお家桜ヶ丘デイサービスセンター

年 月 日 説明者

■ 私は事業者から 2025 年 3 月 15 日以降の通所介護型サービスの利用料金の説明を受けました。
上記の内容に同意します。

利用者 住所 _____

氏名 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____